

愛西市立草平小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 第2条）

(いじめの禁止)

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ・ 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、

人権に関する作文やポスター、標語作り・人権講話等を実施する。

イ いじめの早期発見

(ア) 学校生活に関するアンケート等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的なアンケートを次のとおり実施する。

- ① 学校生活アンケート（児童対象いじめアンケート）
- ② Q-U調査
- ③ アンケート調査後の児童との面談

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 教育相談の充実
- ③ 24時間子供SOSダイヤル等各相談機関の周知

(ウ) いじめ防止等に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

<構成員>

全職員

<活 動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め

ること。

<開 催>

年3回程度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。また、月1回の職員会議後に生徒指導情報交換会を行う。

イ いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間の保護措置等を講ずる。

(3) 重大事案への対処

いじめによる重大事態とは、法第28条により、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安に関わらず学校の判断により、迅速に着手する。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、いじめとの因果関係や事態の把握が十分でない段階であっても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに愛西市教育委員会に報告する。報告を受けた愛西市教育委員会には、必要に応じて、問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介するなどの支援等を行う。